

平成 29 年度税制改正のポイント

昨年 12 月 22 日、「平成 29 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

みなさまに、特に関係しそうな税制改正上のポイントを、以下列挙いたします。

各項目の右端に、「平成 29 年度税制改正の大綱」における該当ページを記載しております。詳しく知りたい方はご参照ください。

◆ 個人所得課税

◇ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し …大綱 P1

- 所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を、103 万円から 150 万円(合計所得金額 85 万円)に引上げ。150 万円を超えると控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約 201 万円(合計所得金額 123 万円)で消失。(※控除額は、所得税の場合)
- 納税者本人に所得制限を導入。給与収入金額 1,120 万円(合計所得金額 900 万円)で控除額が逡減を開始し、1,220 万円(合計所得金額 1,000 万円)で消失。
(注)上記の「給与収入金額」は、所得が給与所得のみである場合の金額。

(詳細は CBCA NEWS Vol.38 「配偶者控除の見直しについて」をご参照ください。)

◇ 積立 NISA の創設 …大綱 P4

- 累積投資に適した商品性を有する一定の投資信託に対して累積投資を行う「積立 NISA」を創設。(年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年。現行の NISA とは選択適用。)

(解説)現行の NISA(元本年間 120 万円まで、5 年間、配当と譲渡益非課税)に加えて、累投型の NISA を創設。累積投資勘定開設から 20 年間、投資信託の配当と譲渡益について、所得税・住民税は非課税。投資元本は年間 40 万円まで。途中での売却も可。現行 NISA との選択となりますが、現行 NISA を既に利用している方が、積立 NISA に変更することは出来ないようです。)

◆ 資産課税

◇ 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し …大綱 P25

- 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年(現行:5 年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。

(解説)日本国籍を有していても、今までは、海外に 5 年居住すれば、国外財産については、相続税・贈与税の課税対象外となっていました。その「5 年海外居住要件」が厳しくなり、10 年居住しなければ対象外とならないこととなります。

◇ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し …大綱 P27

- 高さが60mを超える居住用超高層建築物(いわゆる、タワーマンション)については、建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者に按分する際に、住戸の所在する階層の差違による下記補正率により補正する。
- 補正率は、建物の1階を100とし、階が1つ増すごとに、39分の10を加えた数値とする。
- 上記の改正は、平成30年度から新たに課税されることとなる建物(ただし、平成29年4月1日より前に売買契約が開始された建物を除く。)について適用する。

(解説)いわゆるタワーマンションの固定資産税の見直しです。現在は床面積が同じならばどの階の部屋であっても税額は同じですが、これをマンション1棟の税額を変えずに中間の階から1階上がるごとに税額が高く、逆に1階下がるごとに税額が安くなるよう見直します。1階と比べると40階は10%税額が高くなるようになります。今後の新築物件のみが対象で、既存のマンションは従来通りです。

◆ 消費課税

◇ 酒税改革 …大綱 P77

- 税率構造の見直し
ビール系飲料の税率について、平成38年10月に、1ℓ当たり155,000円(350ml換算54.25円)に一本化(3段階で実施)。
醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率について、平成35年10月に、1ℓ当たり100,000円に一本化(2段階で実施)。
その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率について、平成38年10月に、1ℓ当たり100,000円(350ml換算35円)に引上げ。

(解説)酒税の抜本的な見直しにより、税率の一本化が図られます。現状、ビール系飲料(ビール、発泡酒、第3のビール)ごとに異なる税率も、平成38年10月には全て同じになります。

◇ 車体課税の見直し …大綱 P81

- 自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の見直し
- 燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長。実施に当たっては、段階的に基準を引上げ。

(解説)エコカー減税が延長されますが、燃費基準が厳しくなるため、減税対象車が少し減ります。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先